

## 三者会議の実施要領

### 1. 三者会議の目的

土木工事において、工事の受注者（以下「施工者」という。）及び設計業務の受注者（以下「設計者」という。）並びに工事の発注者（以下「発注者」という。）が現場の各種情報の共有や、設計意図を詳細に伝達することにより、早期に課題を把握し、当該工事の品質確保を図ることを目的とする。

### 2. 対象工事

三者会議を開催する対象工事は、高知県土木部の発注する補助事業等（災害復旧工事を除く。）で、現場条件が特殊である又は施工に要する技術が新規若しくは高度である等、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があるものとする。

### 3. 三者会議の概要等

#### (1) 三者会議の概要

施工者及び設計者並びに発注者が参加して、設計内容と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行うものである。

また、三者会議で不整合等が確認された場合には、その原因を明確にするとともに、修正等について協議するものである。

#### (2) 開催時期・場所

施工者が設計図書を照査した後に、発注者が三者会議の開催時期及び場所を調整し、出席要請するものとする。また、現場条件等に応じて、複数回開催することができる。

#### (3) 構成員

構成員は以下のとおりとする。

- ①発注者は、専任監督員又は主任監督員のいずれか及び工事監督員
- ②施工者は、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）  
（必要に応じて下請業者）
- ③設計者は、原則として設計業務時の管理技術者

#### (4) 三者会議の進行等

- ①設計照査等は、施工者が実施し、発注者に確認したい事項を書面により提出する（電子メール可）。
- ②事前に、会議で説明する範囲（内容）及び確認したい事項について、発

注者が設計者へ書面により伝える（電子メール可）。

- ③会議の進行は、発注者（専任監督員又は主任監督員）が行う。
- ④設計意図の説明は、設計業務の成果品等により、設計者が行う。
- ⑤工事に関する各種協議の調整状況や現地条件、施工上の留意事項等の説明は、発注者が行う。
- ⑥設計図書の照査を踏まえて、現場条件及び施工方法の説明は、施工者が行う。
- ⑦その他設計・施工に関することについては、全体で協議を行う。
- ⑧議事録は、施工者が作成し、三者で確認して共有する。

#### 4. 会議の開催に係る費用

三者会議に要する費用は、発注者が負担する。

- ①施工者に対する費用は、工事請負金額に含まれること。
- ②設計者に対する費用は、次のとおりとする。
  - ・打合せ費用：主任技師0.5人/回、技師A0.5人/回
  - ・旅費：高知県の「職員の旅費に関する条例」による。
  - ・その他：会議で使用する簡易な説明資料の作成等が必要となる場合は、適宜計上することができる。